

入札概要

町有財産（物品）売払 一般競争入札

入 札 日 平成 30 年 8 月 26 日（日）
午前 10 時～

大槌町 総務部 財政課

■ 入札参加申込みから物品引渡しまでの流れ

① 入札参加申込み

- ◆ 期 間 平成 30 年 8 月 9 日～平成 30 年 8 月 22 日（土曜、日曜、祝日を除く）
午前 9 時から午後 5 時まで
- ◆ 申込先 財政課管財班
※受付時、書類の確認及び補足説明を行いますので、直接ご持参ください。

② 入札

- ◆ 日 時 平成 30 年 8 月 26 日 午前 10 時～
- ◆ 場 所 大槌町役場 3 階大会議室

④ 契約締結

- ◆ 期 間 平成 30 年 9 月 7 日 予定（入札より 14 日以内）
- ◆ 場 所 大槌町役場 2 階 財政課
- ※ 物品売買契約書と納入通知書をお渡しします。

⑤ 売買代金の納付

- ◆ 契約締結日に一括納付。

⑥ 契約物件の引渡し

- ◆ 契約物件は売買代金の納付確認後、物品の所在場所にて現状のまま引渡しを行います。
ただし、名義変更が伴う場合は、名義変更手続きをしていただき、手続き完了を確認した後、物品の所在場所にて現状のまま引渡しを行います。
物品の所在場所から運搬及び、運搬に必要な費用は落札者の負担となります

入札概要

1 売払物品

別添売払物品一覧表のとおり

2 売払い方法

一般競争入札による売払い。

※一般競争入札による売払いとは、物品の購入希望者が購入価格を記入して入札を実施し町が予定していた価格以上で、最高の価格を提示していただいた方が契約者となる方法です。

3 入札参加資格

個人、法人を問わず、どなたでも参加できます。

ただし、次のいずれかに該当する方は参加できません。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 4 第 1 項に該当する者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号に該当する者
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- ④ 大槌町民においては町税の滞納がある者
- ⑤ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 に規定された町の公有財産に関する事務に従事する本町職員
- ⑥ 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、その事実があった日から 3 年間を経過していない者、また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

4 入札参加の申込み

(1) 参加申込期間

平成 30 年 8 月 9 日（木）～平成 30 年 8 月 22 日（水）（土曜、日曜、祝日を除く）
午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 提出場所

大槌町役場 総務部 財政課 管財班

必要書類を添付した入札参加申込書（別紙 1）を持参し、提出してください。

(3) 必要書類

① 誓約書（別紙 2）

② 外国人登録証明書（外国人の場合）

※ 証明書類は、発行後 3 ヶ月以内のものを提出してください。

※ 共同で入札する（共同名義での所有を希望する）場合は、全員分の書類が必要となります。

5 物品の縦覧（売払物品の現物確認）

- (1) 縦覧期間 平成 30 年 8 月 9 日（木）から平成 30 年 8 月 15 日（水）
（土曜、日曜、祝日を除く）
午前 9 時から午後 0 時
- (2) 縦覧場所 縦覧会場へご案内しますので役場財政課までお越しください。

6 入札の日時及び場所

- (1) 日時 平成 30 年 8 月 26 日（日）午前 10 時 00 分から
（受付は午前 9 時 30 分～午前 9 時 50 分）
- (2) 場所 上閉伊郡大槌町上町 1 番 3 号
大槌町役場 3 階大会議室
- (3) その他 直接持参し入札して下さい。（郵便による入札は不可）
入札後即時開札を行います。

7 質問及び回答

入札質問票（任意）を持参、または下記アドレスにメールにて提出するようお願いします。
回答は大槌町ホームページにて公開します。ただし、すべての質問に回答するとは限りません。
質疑は、平成 30 年 8 月 20 日（月）で締め切らせていただきます。

質疑メール送信先 zaisei@town.otsuchi.iwate.jp

8 その他

- (1) 入札参加に当たっては、物品の縦覧（現物確認）を十分行っただうえでご参加願います。

9 お問い合わせ先

大槌町 総務部 財政課 管財班
電話：0193-42-8712

説明会は開催いたしません、個別にご相談・ご説明いたしますので、ご来庁の際は、恐れ入りますが、事前に 42-8712 にご連絡を、お願いいたします。

お気軽にご相談下さい。